

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

- ◆ 石綿 国の責任巡り弁論

最高裁泉南2訴訟 今月9日判決

- ◆ 過労死等防止対策推進法が制定されました。

過労死のない社会の実現へ

- ◆ 資料 過労死等防止対策推進法

- ◆ 「労災・アスベスト110番」開設要請文

2014年 10月 1日

第233号

広島労働安全衛生センター

石綿 国の責任巡り弁論

最高裁泉南2訴訟今月9日判決

大阪府南部地域における泉南アスベスト2訴訟は、ともに上告されている。

2訴訟の大阪高裁での判決内容は次のようになっている。第1陣では原告全面敗訴。その判決は「労働者や住民のいのち・健康に弊害が懸念されるからといって、工業製品の製造、加工等を禁止したり、厳格な許可制の下におけば、工業技術の発達や産業社会の発展を著しく阻害する」と述べ、人の生命健康と産業・経済発展を天秤にかけ、工業技術発達、産業発展のためには多少の生命健康の犠牲はやむを得ないと判示している。

第2陣は国の責任を認める原告の勝訴となっている。高裁での勝訴判決内容を要約すると「1審に続き国の規制の不備を認め、石綿関連工場の元従業員ら33人のうち31人に計3億4千万円を支払うよう国に命じた」しかも「粉じん濃度規制義務づけが遅すぎたことを初めて国の責任と認めるなど救済範囲を拡大」し、国の不作為は「著しく合理性を欠き違法」と結論づけた高裁判決である。

こうしたなか、最高裁における流れからすると、弁論が開始される場合は、高裁での判断が見直しされる時と言われている。しかしながら、この訴訟は第1陣と第2陣の高裁判決の内容が異なり、しかも10月9日の当日に統一した判断を言い渡すことが決まっている。

こうしたことからして原告側からすれば予断を許さない状況におかれているし、最悪の場合「敗訴もあり得る」ことも考えておかなければならない。

この統一した判決によって「国の責任と労働者の救済範囲が広がるか」若しくは、第1陣判決のように「工業技術発展や生産性を高めるためには労働者の命と健康は、多少の犠牲はやむを得ない」となるのか、注目される判決となるであろう。

2014年(平成26年)9月5日 金曜日

石綿 国の責任巡り弁論

最高裁 泉南2訴訟来月9日判決

大阪府南部の泉南地域に点在していたアスベスト(石綿)加工工場の元労働者らが「肺がんなどになったのは国が石綿の規制を怠ったためだ」として国に賠償を求めた二つの集団訴訟の最高裁判決が、10月9日に言い渡されることになった。二つの訴訟は国

の責任の有無について、二審の判断が分かれている。最高裁が判断を統一する。最高裁第一小法庭(白木勇裁判長)で4日、元労働者らが「人命や健康より利益が優先される社会などあってはならない」と訴え、者らと国の双方から意見を聞く弁論があった。原告3人が「人命や健康より利益が優先される社会などあってはならない」と訴え、中皮腫や肺がんなどの原因となる。泉南訴訟では、工場

アスベスト(石綿)繊維状の鉱物。1970〜80年代に大量に輸入された。建材などに利用された。吸い込むと肺に刺さり、中皮腫や肺がんなどの原因となる。泉南訴訟では、工場

た。国側は「規制は適切に行われていた」と主張し、請求を退けるよう求めた。

健康被害での国の責任については、最高裁が判断するのは初めて。訴えているのは、元労働者やその遺族ら計88人。(西山貴章)

判決	国の責任の有無
第1陣・大阪地裁(2010年5月)	あり 「工場と国の共同不法行為」として国に100%の賠償責任
第1陣・大阪高裁(11年8月)	なし
第2陣・大阪地裁(12年3月)	あり 国の賠償責任は3分の1
第2陣・大阪高裁(13年12月)	あり 国の賠償責任は2分の1

過労死等防止対策推進法が制定されました。

過労死のない社会の実現へ

第 186 回国会において、過労死等防止対策推進法が制定されました。

この法律は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

また、この法律は、公布の日（平成 26 年 6 月 27 日）から起算して 6 カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなります。

厚労省のホームページより抜粋

過労死等防止対策推進法の概要

この過労死等防止対策推進法は、第 1 章総則、第 2 章過労死等の防止のための対策に関する大綱、第 3 章過労死等の防止のための対策、第 4 章過労死等防止対策推進協議会、第 5 章過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等の 14 条から成り立っている。

注目すべき点は、第 1 章総則の「基本理念」第 3 条では、「過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること」と同時に、「国の責務」第 4 条では、「国は前条の基本理念にのっとり、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有する」となっている。そのためには「地方公共団体や事業主に協力するよう努める」としている。

また、「過労死等防止対策推進法啓発月間を今年の 11 月に行う」としており、これに加えて、「政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならない」となっている。

第 2 章の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」第 7 条では、「政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならない」また、「厚生労働大臣は大綱の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」としている。

私たち安全センターは、この法律が「過労死等防止対策推進法」とどまっている点に問題があると考えますが、これを契機に実のある法律にしていくには、職場から労働者一人ひとりが自覚し時間外労働の規制が重要です。と同時に、安倍政権は「過労死等防止」に逆行する労働時間（残業代 0）の規制を取り払う政策を画策しています。こうした規制緩和とも闘いながら、社会から過労死を撲滅していかなければならない。

過労死等防止対策推進法 次頁参照

過労死等防止対策推進法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。

(基本理念)

第三条 過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならない。

2 過労死等の防止のための対策は、国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならない。

(国の責務等)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を

有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならない。

3 事業主は、国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策に協力するよう努めるものとする。

4 国民は、過労死等を防止することの重要性を自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(過労死等防止啓発月間)

第五条 国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間を設ける。

2 過労死等防止啓発月間は、十一月とする。

3 国及び地方公共団体は、過労死等防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 過労死等の防止のための対策に関する大綱

第七条 政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱（以下この条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 厚生労働大臣は、大綱の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 厚生労働大臣は、大綱の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、

過労死等防止対策推進協議会の意見を聴くものとする。

- 4 政府は、大綱を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、大綱の変更について準用する。

第三章 過労死等の防止のための対策

(調査研究等)

- 第八条 国は、過労死等に関する実態の調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究並びに過労死等に関する情報の収集、整理、分析及び提供（以下「過労死等に関する調査研究等」という。）を行うものとする。
- 2 国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとする。

(啓発)

- 第九条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

- 第十条 国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者及びその親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保、産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保等、過労死等のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対応を行

う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 過労死等防止対策推進協議会

- 第十二条 厚生労働省に、第七条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、過労死等防止対策推進協議会（次条において「協議会」という。）を置く。

第十三条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 協議会の委員は、業務における過重な負荷により脳血管疾患若しくは心臓疾患にかかった者又は業務における強い心理的負荷による精神障害を有するに至った者及びこれらの者の家族又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因として死亡した者若しくは当該精神障害を原因とする自殺により死亡した者の遺族を代表する者、労働者を代表する者、使用者を代表する者並びに過労死等に関する専門的知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

- 第十四条 政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

「労災・アスベスト110番」開設要請文

先般、「元呉海上自衛隊員の肺がんで公務災害認定」となった記者会見では報道機関の方々に大変お世話になり感謝申し上げます。

さて、私たち「広島労働安全衛生センター」は10月4～5日にかけて「労災・アスベスト110番」を開設します。

「労災・アスベスト110番」開設にあたって3点大きな背景があります。その第1点として、10月1日から7日までは「全国労働衛生週間」です。この「労働衛生週間」は昭和25年の第1回実施して以来、今年で65回目を迎えます。「労働衛生週間」の目的は、労働者の意識を高揚させ、事業所における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康管理確保に大きな役割を果たしてきています。

こうした中、厚労省は次の点を指摘しています。「業務上疾病は長期的には減少してきたものの近年は横ばい傾向にある」こと。「我が国の自殺者は平成25年では3万人を下回ったが、その一方でメンタルヘルス上の理由により休職又は退職者が増加し、精神疾患による労災認定件数が平成25年度では、前年に引き続き400人を超えている」ことが指摘されています。

第2点として、10月9日には、大阪府南部の泉南地域でのアスベスト加工工場で「肺がんなどになったのは、国が石綿の規制を怠ったためだ」として国に賠償を求めた二つの集団訴訟の最高裁判決が言い渡されることが決まっています。私たち全国に存在している「労働安全センター」は、アスベストに被曝された方々が幅広く手厚い補償が得られることを待ち望みこの裁判の行方に注目しています。

第3点目は、「過労死等防止対策推進法」の啓発月間（推進法第3条）が11月に施行されます。この法律の名称が基本法ではなく推進法にとどまっている点に問題が含まれています。私たちはこの推進法を契機に、労働者・労働組合の自覚と喚起を促すとともに、時間外労働の規制を急がなければなりません。

以上の3点が「労災・アスベスト110番」開設の背景にあることを報道機関各位の方々に訴えたいと思います。

また、私たち「広島労働安全衛生センター」が重点課題として取り組んでいるアスベスト問題では、建築関係で大工、左官、タイル工、防水工など多種多様な職種に被害が及んでいます。前回の電話相談では自衛隊員の方からもアスベスト被災で相談が寄せられています。こうした課題に応じて、職業病の予防と撲滅をめざして「広島労働安全衛生センター」は、事務局員と職業病専門医・弁護士と共同で「労災・アスベスト110番」を開設し対応します。

下記の要綱で開設しますので、報道機関各位におかれましては、是非、この取り組みを取り上げて頂くことを切にお願いいたします。合わせて、新聞社には前日か当日の朝刊に掲載してください。テレビ局は当日の10時に取材に来ていただくことをお願いいたします。